

ファイナンシャル・リース法

第 1 章 総則

第 1 条

本法の目標は、ファイナンシャル・リースの取引に関わる者の権利及び義務を定めるものであり、それらの権利を保護するための措置を発するものとする。

第 2 条

本法の目的は、企業及び銀行と融資の制度を発展させるとともに、カンボジア王国の経済の展開に基づき、生産的、効果的、安全的かつ平等的にファイナンシャル・リースの取引を行うためのものとする。

第 3 条

本法の範囲は、カンボジア王国にある動産のファイナンシャル・リースの取引のみを対象とする。

第 4 条

本法に使われる用語の意味は、以下とする。

- 貸貸人：賃借人に動産の使用権及び占有権を移転する法人又は自然人である。
- 賃借人：貸貸人に動産の使用権及び占有権を受ける法人又は自然人である。
- 動産：土地及び建物を除き、全ての道具、機械及び財産を指す。
- 期間：ファイナンシャル・リース契約に定める期間であり、その期間中に賃借人に賃借した動産の使用及び占有を許す期間である。
- 貸貸借：貸貸人と賃借人との契約を締結する取引をいい、賃借人が賃料の定期的な支払又はそれに相当する支払により一定の期間に動産の使用権及び占有権を与えられるものである。貸貸借契約には、転貸借も含む。
- 転貸借：原当事者間の貸貸借契約が有効な限り、原賃借人により賃借した動産を他の者に転貸される取引をいう。
- ファイナンシャル・リース：以下の場合において、初期 1 年間又はそれより長期間の貸貸借であるが、その期間を変更できない貸貸借をいう。

ア. 主として賃貸人の能力及び判断によらず、賃借人が動産の特定及び供給者の選別をする場合。

イ. 賃借人に貸すために、賃貸人がファイナンシャル・リース契約により動産を購入した場合。

しかし、同じ賃貸人から以前に賃借された動産を転貸する場合において、その転貸借は、ファイナンシャル・リースになることができる。

賃貸借は、以下の条項を考慮せずに、ファイナンシャル・リースとすることができる。

ア. 賃貸料の支払いが動産価格の大部分の分割払い又は一括払いで計算されるか否かを問わない。

イ. 賃借人に選択肢があるか否か又はその後一定の期間で動産を賃借し続けるか又は購入するかという選択を有する。

- 賃料の前払い：賃借人により賃借の開始前又は開始時に賃料の定期的な支払の額をいう。賃料の前払いは、担保金ではないとする。
- 担保金：賃借人が完全かつ定期的にファイナンシャル・リースにおける義務を履行するために、賃借人により支払われ、賃貸人により占有される金額をいう。
- 供給者：賃借人に賃借する動産を賃貸人に提供する自然人又は法人をいう。賃貸人による取得は、売買、賃貸借、売買又は賃貸借の権利の委任及び賃借人により委任される権利によるものとする。売買後賃貸借返し取引においては、賃借人は、供給者となることができる。
- 供給契約：賃貸人が賃借人に賃借する動産を売買する契約をいう。
- ファイナンシャル・リース契約：賃貸人が賃借人によって選択された動産を供給者から購入する契約をいい、その動産を賃借人に賃借し、期限に沿って賃料を支払わせる契約である。

第2章

ファイナンシャル・リース契約

第5条

ファイナンシャル・リース契約は、書面でなされなければならない、賃貸人と賃借人の署名により賃借する動産に関わるすべての当事者の要件及び期間を定めなければならない。ファイナンシャル・リース契約は、法律の定めがなければ、公証人による証明を必要としない。

第6条

ファイナンシャル・リース契約の性質を有する契約は、少なくとも以下の重要な条項を定めなければならない。

- ア. 賃借する動産の説明
- イ. 料金、時期の定め及び賃料の支払期間
- ウ. ファイナンシャル・リースの開始日付
- エ. 賃貸人及び賃借の署名

第7条

ファイナンシャル・リース契約は、担保金又は賃料の前払い又は両方を定めることがある。賃借人にとっては、担保金は、ファイナンシャル・リース契約に定めがあるように利息を付けられる場合と付けられない場合があり、賃借人に戻すことができ、又は賃貸人により担保金を使用することができる。

ファイナンシャル・リース契約で担保金の使用についての定めがない場合、その担保金には利息が生じないとし、賃借人がファイナンシャル・リースの義務を完全的及び期限通りに履行した後、賃借人に戻さなければならない。賃料の前払いの場合、利息が生じないとする。担保金及び賃料の前払いは、両当事者の合意した金額とすることができる。

第8条

ファイナンシャル・リース契約の動産に、賃貸人の所有権又は賃貸人からの賃借の目的物であるラベルを張らなければならないと定める場合、そのラベルは、賃貸人又は賃貸人の代理人以外のいずれの人により除去されたり、判読が不能とされたりすることを許さない。

ラベルが判読不能となる障害を発見した場合、賃借人は、賃貸人に書面による通知をしなければならない。そうでないと、賃借人は、許可なくラベルの除去の場合と同様に責任を負わなければならない。賃借人が賃貸人に上記通知を行った後に、賃貸人がそのラベルを取り換えるのを怠った場合、賃借人は、当該責任を負わないとする。

第9条

両当事者がファイナンシャル・リース契約において別の措置の定めをする場合を除き、賃貸人と賃借人とが商品、サービス、物品の交換である、通貨でない弁済の方法を合意したならば、通貨でない方式の弁済の価値は、市場の価値によるものとする。

第10条

ファイナンシャル・リース契約の下では、賃借人は、動産の使用が最低でも1年間で行わなければならない。契約の終了時点で、賃借人は、当該動産を購入することができる場

合とできない場合がある。賃貸人は、賃借人に当該動産の所有権を取得させるものではなく、当該動産の使用として融通するに過ぎない。

第3章 賃貸人の権利及び義務

第11条

賃借人又は他の当事者に所有権を移転した場合を除き、ファイナンシャル・リース契約の間及び終了後でも、賃貸人は、賃借した動産の所有者である。

第12条

ファイナンシャル・リース契約に別の定めがある場合を除き、賃貸人は、法律の定めに従い、輸入税その他の税金の義務、賃借動産の登記の費用を負わなければならない。

第13条

賃借人が当該動産を無条件に受けると承諾したときに、賃貸人は、供給者に動産の売買代金を支払わなければならない。

第14条

賃借人がファイナンシャル・リース契約のとおり履行する限り、賃貸人は、ファイナンシャル・リースの履行期間中に、賃借人に支障なく動産の利用及び占有をさせることを保障しなければならない。

第15条

動産の種類の特定又は動産の選択に賃貸人の介入により、賃借人に損害が生じる場合を除き、賃貸人は、動産について賃借に対する責任を負わないものとする。

第16条

ファイナンシャル・リース契約の履行期間中、賃貸人は、賃借動産によって第三者に生じる損害の責任を負わないものとする。

第17条

賃借人がファイナンシャル・リース契約を守らない場合、賃貸人は、ファイナンシャル・リース契約で定めた権利に加え、以下の権利を有する。

- ア. 貸貸人は、賃借人に対し、利息及び損害を含む未払い賃料の支払いを請求することができる。
- イ. 以下のいずれかの場合があれば、貸貸人は、将来の賃料の増加を請求することもできるし、ファイナンシャル・リース契約を解除することもできるし、賃借した動産を取り戻すことができる。
- 賃借人がファイナンシャル・リース契約のとおり2回連続で賃料を支払わない場合
 - 賃借人がファイナンシャル・リース契約の他のいずれかの条項に違反した場合かつ貸貸人により書面の通知を受けた後の10日以内に当該問題の解決を怠った場合
 - 賃借人が支払不能、倒産又は解散された保証人が存在する場合、そして、賃借人が貸貸人からの代替保証人の書面の要求に沿って30日以内に許容可能な代替保証人を探すことができない場合
 - 賃借人が支払不能、倒産、解散又は死亡になった場合かつ承継人が存在しない場合
- ウ. ファイナンシャル・リース契約が期間終了前に解除されるか否かを問わず、貸貸人は、以下のことをすることができる。
- 暴力なしの請求がなされる場合に、裁判所によらずに賃借した動産の占有の取戻しを請求することができる
 - 賃借人の過失による追加費用を含む貸貸人の受けるべき損害を請求することができる。ファイナンシャル・リース契約で損害の算定方法を定めることができ、賃借人がファイナンシャル・リース契約を履行すれば貸貸人が得られる損害賠償に重大な障害が生ずる場合を除き、当該方法は、両当事者により実行され得る。
- エ. 必要に応じて、貸貸人は、賃借人に対し、賃借人がファイナンシャル・リース契約を守らないことを証明する証拠を添付して、賃借した動産の引渡決定を裁判所に申し立てることができる。しかし、その後、貸貸人により動産の引渡の請求がファイナンシャル・リース契約を乱用したことを証明する証拠があれば、貸貸人は、賃借人に生じるすべての損害を賠償しなければならない。

第 18 条

貸貸人は、賃借人の賃借した動産の使用及び占有に起因する一部又は全部の損失、賠償、損害又は他の結果について、賃借人に対し、請求することができる。

第 19 条

賃貸人は、ファイナンシャル・リース契約の履行期間が終了に至った場合又はファイナンシャル・リース契約が期間前に解除される場合であっても、当該動産が賃貸人の占有及び管理に戻るまで、賃借人に対し、賃借人の賃借した動産の占有又は管理の間に動産の保険の購入及び保険料の支払いを請求することができる。

賃借人が保険の購入及び料金の支払いをしなければならないが、それを怠った場合、賃貸人は、当該保険を購入する権利を有するが購入する任務ではないため、賃貸人が出費したならば、賃借人は、当該出費のすべてを賃貸人に直ちに返済しなければならない。

第 20 条

賃借した動産は、賃借人の財産の部分ではない。その意味で、賃借人が倒産した場合には、裁判所の決定により賃借人の財産の差し押さえる権利を有する債権者を含むすべての賃借人の債権者は、賃借した当該動産を売却することができない。

第 21 条

賃貸人は、賃借人の承諾が必要なく、他の当事者に賃借した動産を処分し、移転し、又は権利の全部又は一部を分配し、ファイナンシャル・リース契約の定めにより処分することができる。このような移転は、賃貸人にいずれの義務を免除させることがなく、又はファイナンシャル・リース契約の性質を変更させることができない。ファイナンシャル・リース契約において、賃借人が、賃貸人から権利を取得する者又は賃貸人の譲受人に対し、いかなる相殺、防御又は賠償も請求しないことを定めることができる。

第 22 条

賃貸人が倒産した場合、賃貸人の債権者及びその他の関係者は、ファイナンシャル・リース契約に基づき、賃貸人が有する権利を上回る権利を取得することができない。

第 4 章 賃借人の権利及び義務

第 23 条

賃借人は、動産が供給契約による適切かつ決まった時間通りに引き渡されれば、当該動産を受け取る承認義務がある。受け取る承認を行った後ではなく、承認する前又は承認する際に賃借動産が引き渡されない場合、又は引き渡しが遅れる場合、又は供給契約の通りに適切でない場合、賃借人は、当該動産の受け取りを拒否することができ、賃貸人に対し、当該動産の瑕疵の修理又はファイナンシャル・リース契約を解除することができるが、賃貸人の同意なく供給契約を解除、侵奪、又は変更する権利を有しない。

賃貸人は、供給者に対し、供給契約の通りに動産の引渡を要求する権利があるが、供給者が怠ったことにより生じる損害を賠償する義務がない。

第 24 条

動産を受け取る承認は、書面によるもの又は以下の方法によってなされる。

- ア. 動産が供給契約の通りに適切か否かを問わず、賃借人は、賃借すべき動産を確認し、受け取れると証言した場合。
- イ. 賃借人は、供給者又は賃貸人が通知を受けた後に速やかに解決するように、供給契約と異なる不適切なことを供給契約で定めた期間内に速やかに通知しなかった場合。
- ウ. ファイナンシャル・リース契約において、賃貸人が賃借人により動産を受け取った後 10 日以内に、詳細な理由が書かれる書面での拒否通知書を受けない限り、賃借人は、当該動産を受け取ることに承認したことを定めることができる。

第 25 条

ファイナンシャル・リース契約に従い、賃借人は、正式に動産の受け取ることを承認したときに、契約通りに賃料の支払い義務がある。

第 26 条

賃借人は、既存の法令、規則、作業マニュアルに従い、そして使用方法に従い、動産を適切に使用しなければならない。ファイナンシャル・リース契約で別の定めがある場合を除き、賃借人は、動産がよい状態及び使用可能な状態に残るための修理の費用及び保存の費用も負担しなければならない。

第 27 条

ファイナンシャル・リース契約の期間終了時又は解除時、動産を購入しないとき又は賃貸借が続かないときにおいて、賃借人は、通常の摩耗を除き、賃借した動産を元の状態で賃貸人に返還しなければならない。

第 28 条

賃借人は、動産を受け取った後から賃貸人に返還されるまでの間に生じる動産の喪失に関する責任を負わなければならない。

第 29 条

賃借人は、賃借動産の上に、抵当権の設定、質権の設定、留置権の設定、又は賃借動産に対する他の負担を付けてはいけない。

第 30 条

ファイナンシャル・リース契約に別の定めがある場合を除き、賃借人は、賃貸人に対し、動産の所在地及び移転した変更地を書面で通知する義務を負う。

第 31 条

供給契約による供給者の義務は、供給契約の一方当事者であるかのように、そして、賃借動産が賃借人に直接供給されたかのように、賃借人に対して負う。しかし、供給者は、同じ瑕疵を賃貸人にも賃借人にも責任を負うことはない。

賃借人が供給契約によって自己の承認で得た権利は、変更に対する賃借人の承認がある場合を除き、供給契約のいずれの要件の変更によっても影響されない。

第 32 条

賃借人は、賃貸人の事前の書面による承諾なくして、ファイナンシャル・リース契約によって生じる賃借動産の転貸、処分、占有権又は使用权その他の権利の移転をしてはならず、第三者の権利の対象ではない。賃貸人の事前の書面による承諾のない転貸、処分又は移転は無効とし、本法及び他の法律に違反するとみなす。

第 5 章 監督当局及び規制力

第 33 条

カンボジア国立銀行は、ファイナンシャル・リースの機関の監督当局の役割を担い、カンボジア国立銀行の役割は、以下である。

1. ファイナンシャル・リースの取引ライセンスの発行、停止又は廃止、及びこのライセンスの発行についての手続き及び方式を規制する。
2. 以下のことを明確の規制を委任され、本法の適用に応じた命令を出す。
 - ア. 最低資本の規定。
 - イ. 健全な比率その他。
 - ウ. 融資の分類及び引当。
 - エ. 経理制度及び関連する法規範。
3. ファイナンシャル・リースの期間まで書類の永久的な審査の方法及び必要な時期の監督の方法により監督する。
4. 本法 35 条の定めるところにより、処罰することができる。

第 34 条

ファイナンシャル・リースの取引は、カンボジア国立銀行により発行された銀行事業のライセンスを取得した銀行及び金融機関が行える。

これらの取引は、本法の定めにより設立されたファイナンシャル・リースの機関も行える。

ファイナンシャル・リースの機関は、ファイナンシャル・リースの事業を行うために、カンボジア国立銀行にライセンスの申請をしなければならない。

ファイナンシャル・リースの機関は、ファイナンシャル・リースの取引以外に、銀行業務をすることが許されない。

第 6 章 処罰

第 35 条

ファイナンシャル・リースの機関が法律の規定又は当該行為に関する規則に違反する行為をした場合、催告に従わない場合又は指令に従わない場合において、監督当局は、以下の懲戒の処罰をすることができる。

- 警戒
- 叱責
- 一定の取引の禁止及び行為の限界を定める
- 仮理事の選任を伴う又は伴わず、一人又は複数の経営者の職務を一時的に停止させる
- 仮理事の選任を伴う又は伴わず、一人又は複数の経営者を強制的に退職させる
- 継続的に仮理事を置く
- 完全にライセンスを取り消し、直ちに清算させる

第 7 章 経過規定

第 36 条

資格なくファイナンシャル・リースの取引を行っている機関は、本法が適用になった 12 か月以内に、本法の規定に従い、監督当局にライセンスを申請しなければならない。

第 8 章 最終条項

第 37 条

本法の規定と異なる他の法律が存在しても，本法が優先されるとする。

第 38 条

本法は，至急に公布されるとする。

王宮プノンペン，2009 年 6 月 20 日

著名及び氏名

ノロドム・シハモニー